

道路法令関係Q&A

原因者負担金って何？

道路局路政課

へA係長と新人B係員の会話へ

B…係長、最近、私の友人が道路で事故を起こして、ついでにガードレールを損傷しちゃって、道路管理者から「原因者負担金」の支払請求というのを受けたらしいんです。でも、本人は、「事故は自分の責任じゃない。前の車が急ブレーキをかけたから、慌ててハンドルを切ったんだ。それなのに、過失の認定もちゃんとしてないで、一方的に『原因者負担金』なるものを請求するなんて、ちよっと横暴だよ」と主張しています。たしかに、道路法の第五十八条には「原因者負担金」の規定がありますが、こんな場合でも負担金を課すことは適切なのでしょうか。A…道路法第五十八条は、いわゆる「原因者負担金」に関する規定だね。「原因者負担金」は、第三者が道路に関する工事の施工又は維持の必要を生じさせた場合には、その費用は当該第三者が負担するという制度のことをいうんだよ。

本来、道路の管理に要する費用は、道路管理者が負担するのが原則だけれども、それが他の工事又は他の行為によって生じたものである場合には、その費用を当該工事又は行為を行った者に負担させるのが衡平の観点から適切であると考えられるからだ。

B…わかりました。ところで、この第五十八条の規定の中では、原因者の故意又は過失を要件としていません。僕の友人は、過失の認定をせず負担金を課すのは不当ではないか、と主張していますが、このような主張についてはどうですか。

A…そこが問題なのだね。原因者負担金制度は衡平の原則に基づくものであり、キミが指摘したように道路法第五十八条の規定中には、明文上、故意・過失を必要としないこと、さらに、実務上、故意・過失の判断は極めて難しいこと等から、原則的には原因者負担金制度は無過失責任の制度とされているんだよ。

B…たしかに、交通事故における故意・過失の認定はとても難しいですよ。でも、どんな場合でも故意・過失を問わず負担金を課されるというのも酷なような気がします。

A…そうだね。原因者負担金制度が「衡平の原則」によるものである以上、例えば、トンネル内の火災などのように莫大な損害をもたらし、原因者に無過失責任を課すことが社会的妥当性を欠くような場合には、当該損害と原因となった行為との相当因果関係を厳格に解するなどにより、原因者への負担金の金額が社会的に妥当な範囲内で発せられるように運用されるべきだろうね。

B…それから、私の友人は、事故の原因は、そもそも前の車の急ブレーキによるものだ、と主張しています。それなのに、どうして、原因者負担金の全額が私の友人に課されるのでしょうか。

A…それはね、さきほども指摘したように、道路管理者が事故の過失割合の認定を行うというのは非常に困難なことだよ。だから、原因者負担金を課すにあたっては、基本的には直接の損傷者に対して課すこととし、後は内部求償で処理されることが想定されているんだよ。

B…つまり、私の友人は、原因者負担金を支払った上で、他の原因者に対して過失の割合に応じ

て求償することができるというわけですね。

A…そういうことになるね。また、実務上は、例えば直接損傷者が行方不明であるなど直接損傷者に負担金を課すことが事実上困難である場合には、損傷との間に相当因果関係が認められる他の行為を行った者に対して原因者負担金を課すこともあるんだよ。

B…係長、もう一点。私の友人は、課された金額があまりに高すぎるのではないか、とも主張しています。例えば、損傷したガードレールは設置からもう何十年も経っているのに、減価分が考慮されていなかったようです。

A…それについては、そもそも原因者負担金の趣旨にさかのぼって考えてみると、原因者負担金制度は、価値の復元のための制度ではなく、機能の復旧のための制度であると考えられるから、たとえ老朽化しているものでも、機能復旧に要した費用については負担させてもよいとされているのだよ。ただし、あくまで当該金額が社会通念上妥当な範囲である限り、ということだけだね。

B…なるほど、原因者負担金制度は、通常の民事上の不法行為責任とはかなり異なるものなんですね。

A…そうだね。原因者負担金制度については、道路法のような公物管理法に特有の部分がある、

といえるのだろうか。キミの友人にもよろしく説明しておいてね。

(参照条文) 道路法第五十八条

○道路法(昭和二十七年六月十日法律第八十号)

(原因者負担金)

第五十八条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第六十八条の規定は、適用しない。